

# 資料編



# 資料編 目次

---

1	NHKの業務	2
2	NHKと民放の必要性	3
3	子会社等一覧	4
4	メディア別収入シェアの推移	5
5	我が国受信料制度の概要	6
6	受信契約の状況	7
7	過去の受信料制度検討	8
8	公共放送の在り方の検討	10
9	主要国（公共放送）の実施主体	11
10	各国の受信料額（年額）	12
11	公共放送の収入シェア（1999年）の比較	13
12	主要国（公共放送）の広告規制	14
13	BBCの国際放送	15
14	BBCの改革について	16
15	BBC放送のスクランブル化に関する議論	17
16	Channel4について	18
17	アメリカの放送局数	19

# 1 NHKの業務

---

## 放送法

第9条第4項 協会は、前三項の業務を行うに当たつては、営利を目的としてはならない。

第46条 協会は、他人の営業に関する広告の放送をしてはならない。

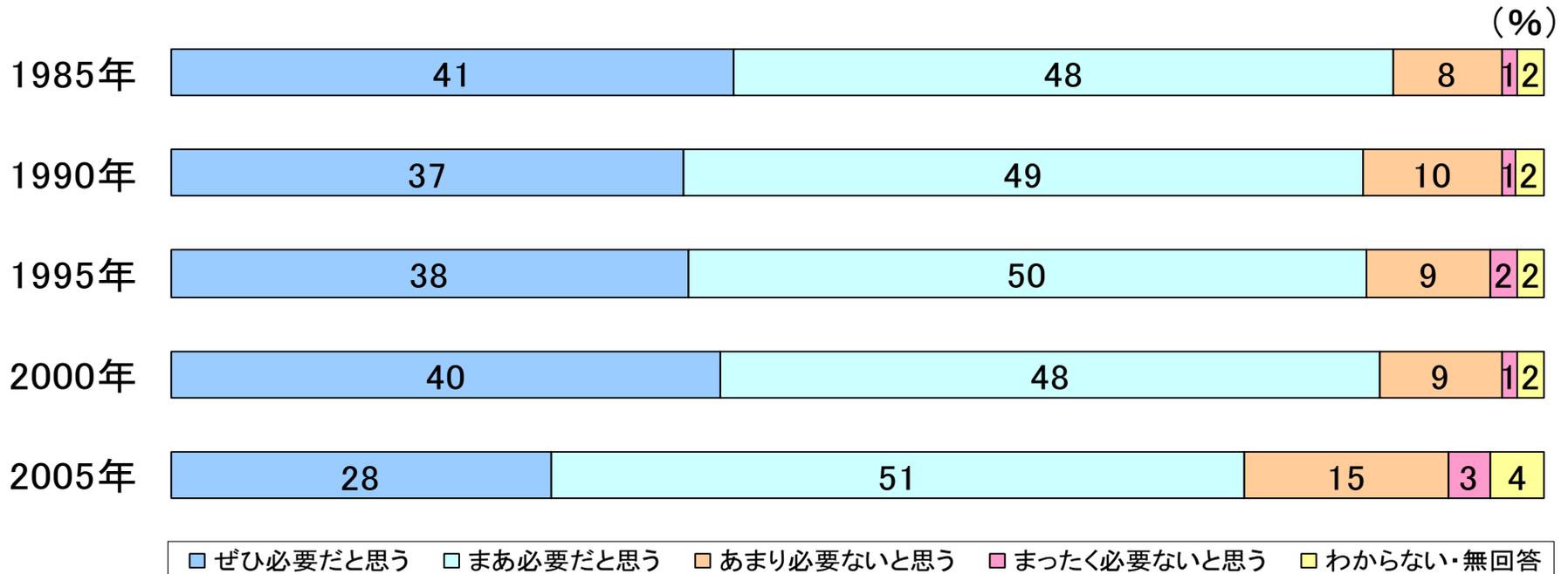
第33条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を行うべきことを命じ、又は委託して放送をさせる区域、委託放送事項その他必要な事項を指定して委託協会国際放送業務を行うべきことを命ずることができる。

(参考)

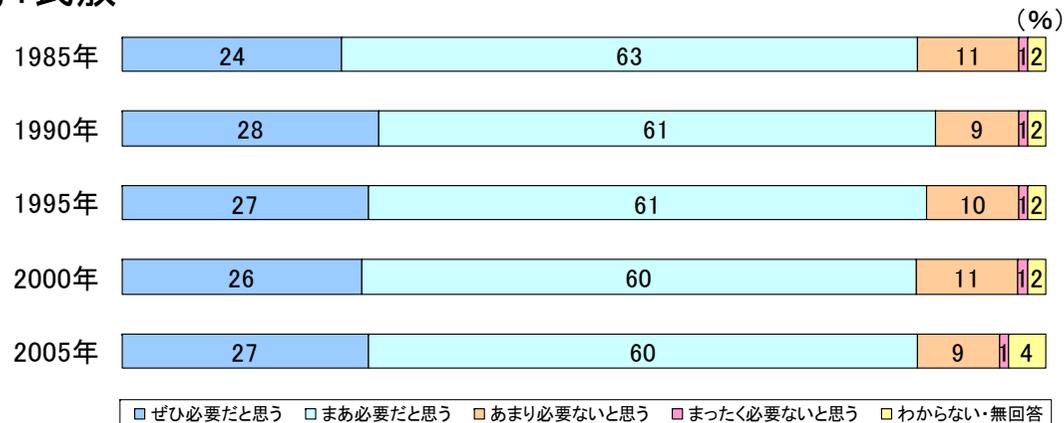
有料放送を行うことができる一般放送事業者に、NHKは含まれていない  
(第52条の4)

## 2 NHKと民放の必要性

### NHK

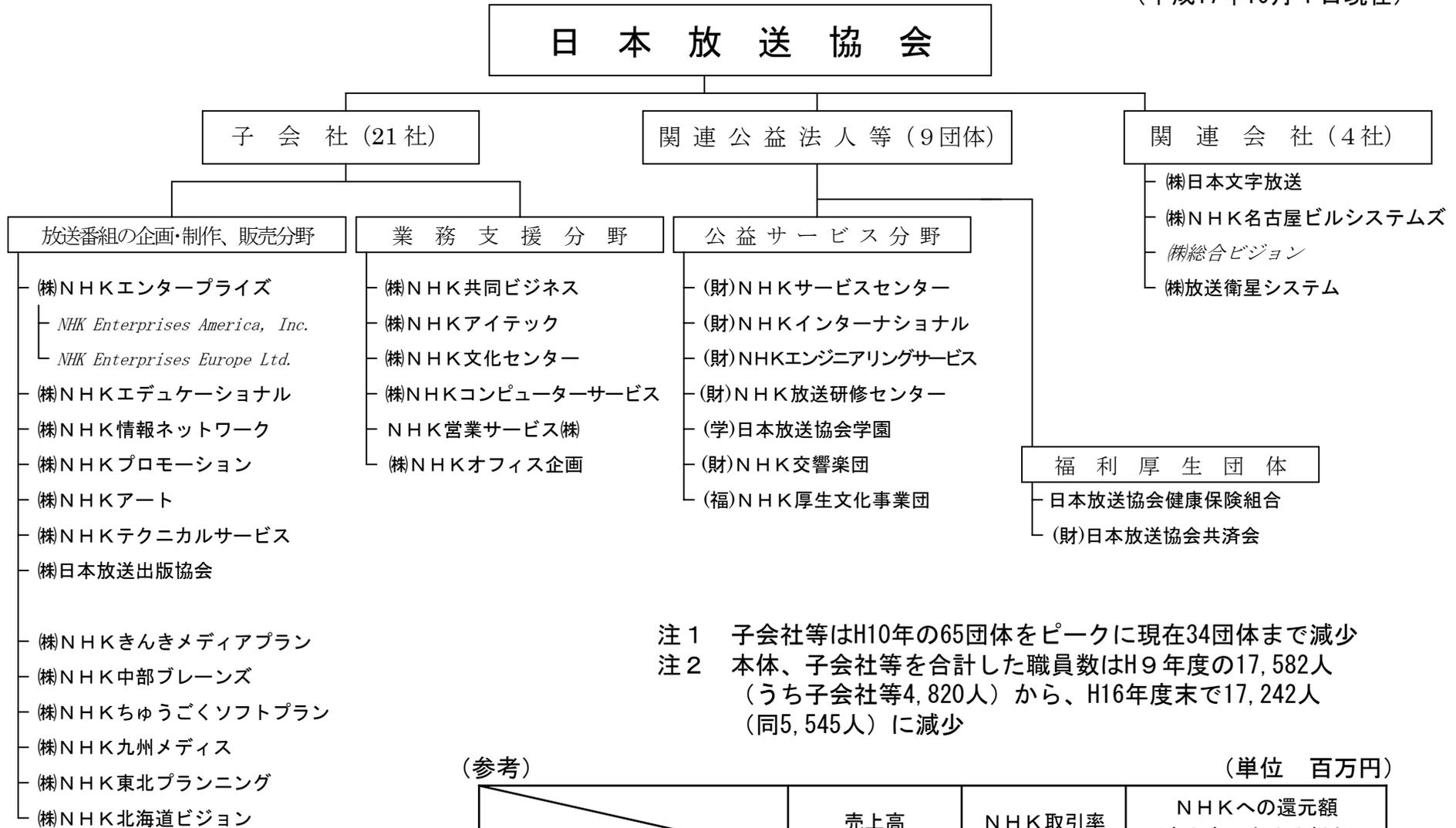


### 参考：民放



# 3 子会社等一覧

(平成17年10月1日現在)



注1 子会社等はH10年の65団体をピークに現在34団体まで減少

注2 本体、子会社等を合計した職員数はH9年度の17,582人  
(うち子会社等4,820人) から、H16年度末で17,242人  
(同5,545人) に減少

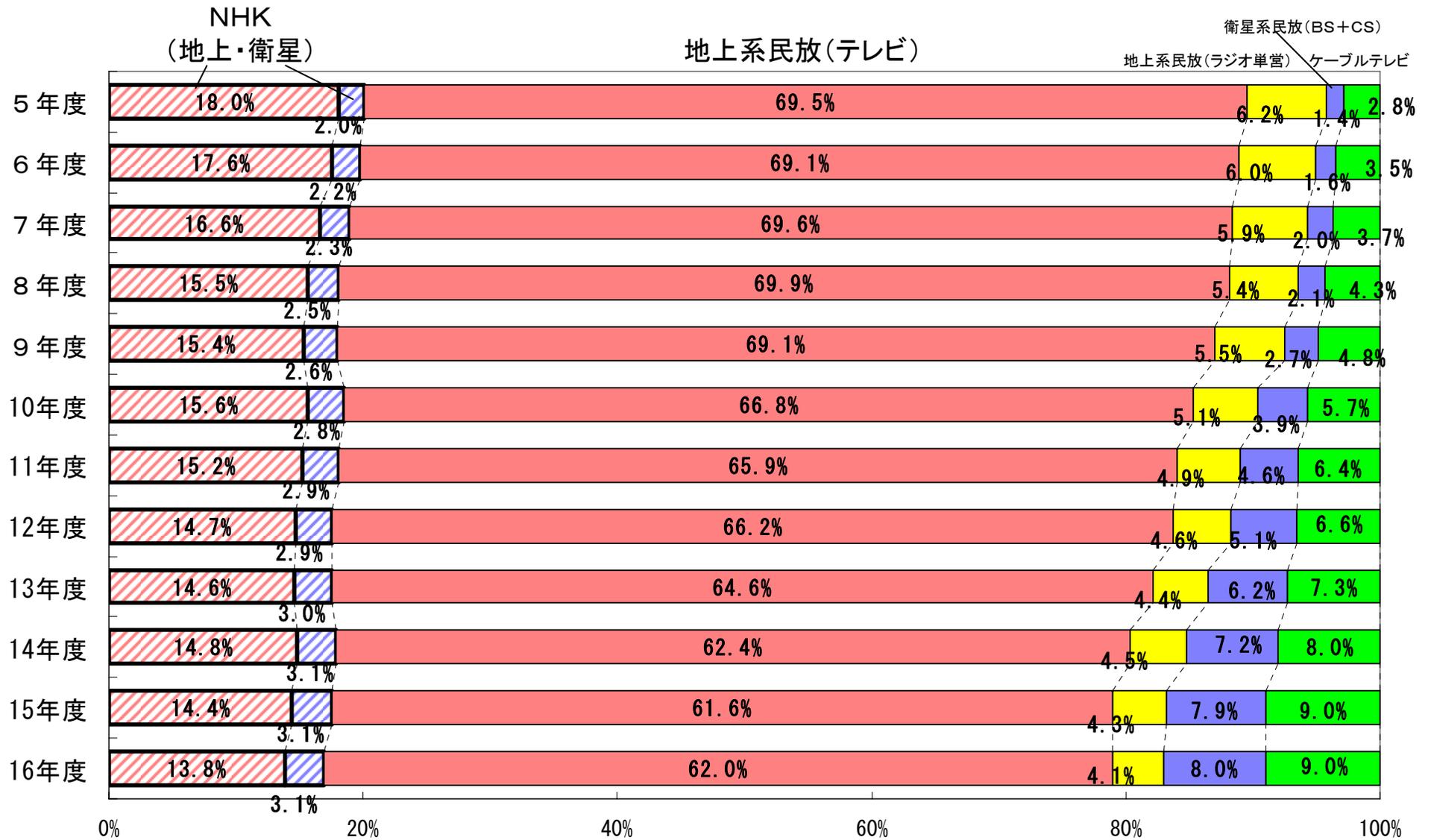
(参考)

(単位 百万円)

	売上高	NHK取引率	NHKへの還元額 (売上高に占める割合)
関連団体 (34団体) 合計	280,445	43.9%	7,622 (2.7%)

※ H16年度決算 (当時36団体) のうち、福利厚生団体を除いたもの。

# 4 メディア別収入シェアの推移



(注) NHKの保有メディア(国内向け) : 8チャンネル (地上テレビ2、BS3、ラジオ3) ⇔ 地上系民放(テレビ) : 127社、地上系民放(ラジオ単営) : 68社、衛星系民放(BS+CS) : 135社、ケーブルテレビ : 310社



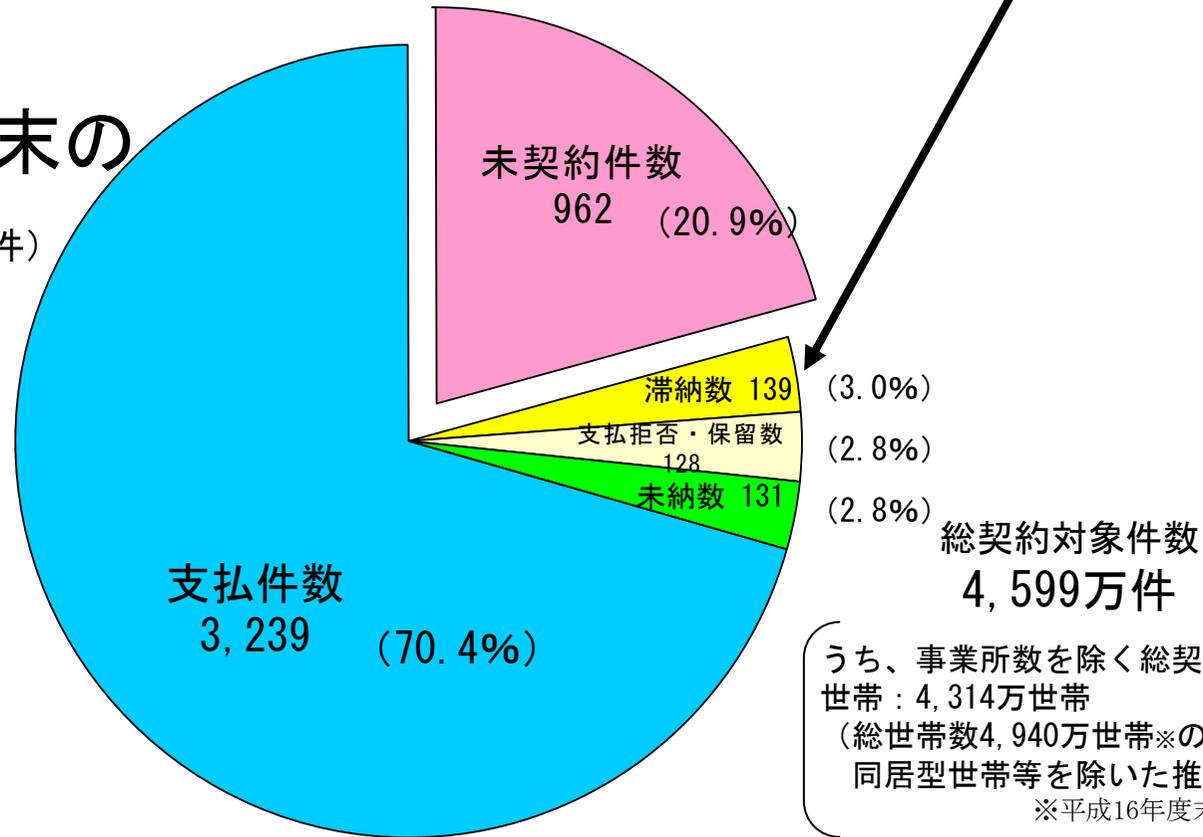
# 6 受信契約の状況

滞納件数の推移

(万件)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
滞納件数	99	99	99	104	107	107	110	113	122	139

平成17年11月末の  
受信契約数 (万件)



契約率の推移

(%)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
総契約率	(注)82.9	81.6	81.7	81.5	81.2	81.3	81.4	81.3	81.1	79.9

(注) 法人・事業所契約率について、平成8年度から推計方法を変更しているため、平成7年度と8年度の数値について統計的な接続はない。

# 7 過去の受信料制度検討①

## 臨時放送関係法制調査会答申（S39年9月）抜粋

受信料は、上述のようなNHKの業務を行うための費用の一種の国民的な負担であって、法律により国がNHKにその徴収権を認めたものである。国がその一般的な支出に当てるために徴収する租税ではなく、国が徴収するいわゆる目的税でもない。国家機関ではない独特の法人として設けられたNHKに徴収権が認められたところの、その維持運営のための「受信料」という名の特殊な負担金と解すべきである。

## 昭和55年03月17日 参・予算委員会 内閣法制局長官 答弁

「現行法でも民放とは別にいわばナショナルミニマムとしての公共的放送の享受を国民に保障する必要があるという考え方を基礎といたしまして、その公共的放送をNHKの業務として行わせるための一種の国民的な負担として受信料をとらえているわけでありませう。」

## ニューメディア時代における放送に関する懇談会報告書（S62年4月）抜粋

このような受信料制度は、次のような点に意義があると認められる。

(ア) 財源を幅広く国民全体に直接求めることにより、公共放送の高度な自主性、中立性を財政面から支えていること。

(イ) 受信契約締結の義務はあっても、それが罰則等によって担保されたものでないだけに、NHKが受信料を相当程度収納して存続していくためには、その放送を中心とする業務全般について、大多数の国民から支持、承認を得ることが不可欠となり、このことがNHKに対しその放送を通じて不断に国民の要望、期待にこたえるような経営努力を促すことになること。

(中略)

受信料制度は、今後ともNHKの財源方式としてふさわしいものと考えられる。

## 放送の公共性に関する調査研究会報告（H2年7月）抜粋

NHKの基本的財源である現行受信料制度については、種々の問題が指摘されている。しかしながら、それに代わるべき財源、例えば、国からの交付金制度、広告料方式、有料方式等様々な方式が考えられるが、いずれも慎重な検討が必要であり、今後とも現行の受信料制度を基本とし、その中で財源問題の解決のための努力を行っていく必要がある。

# 7 過去の受信料制度検討②

## NHK受信料に関する過去の放送法改正案について

	S41年（第51回国会）	S55年（第91回国会）
改正内容	<p>○ <u>受信料支払いの義務化（罰則なし）</u>            受信設備の設置者に対する「<u>受信契約の締結義務</u>」を「<u>受信料の支払い義務</u>」に変更            → 「契約」という用語が契約しなければ支払う必要がないという誤解を招くことを回避</p> <p>（参考）            ※臨時放送法制調査会答申（S39.9.8）            「現行法が受信料の負担関係を受信契約の強制という形で表現している点については、法律をもって直接に生ずる支払い義務として規定する方が簡明でよいと考える。」</p>	<p>○ <u>受信料支払いの義務化（罰則なし）</u>            同左</p> <p>○ <u>受信設備設置日等の通知の義務化（罰則なし）</u>            受信設備の設置者に対する「<u>受信設備の設置日等のNHKへの通報義務</u>」を規定            → 受信者の実態把握の円滑化</p> <p>○ <u>受信料の延滞金及び割増金の法定（罰則なし）</u>            受信料の支払いを怠った者に対する「<u>延滞金</u>」及び不法に受信料の支払いを免れた者等に対する「<u>割増金</u>」の徴収を規定            → 現行の受信規約においても「<u>延滞利息</u>」及び「<u>割増金</u>」として規定</p>
国会審議状況	<p>○ 本改正案は、上記のほか、放送事業の事業免許制の導入等を内容としていたところ、自民党及び社会党から共同修正案が出されたが、最終的に合意に至らず、会期末を迎え廃案となった。</p>	<p>○ 国会に提出後、衆議院解散（S55.5）に伴い、審議されることなく、廃案。</p> <p>（注） 本国会以降については、S55年5月に行われた受信料の値上げ後の動きを見つつ引き続き検討とし、再提出されなかった。</p>

## 8 公共放送の在り方の検討

〔「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」(H17.12.21)より抜粋〕

デジタル化や通信・放送融合の進展、視聴形態の多様化など公共放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、保有チャンネル数の在り方、地上波デジタル放送のスクランブル化の是非を含む受信料制度の在り方、業務範囲等、将来を見通した公共放送の在り方全体の見直しを早急に行い、平成18年度早期に一定の結論を得るべきである。

その際、BSデジタル放送のスクランブル化については、「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」（平成17年3月25日閣議決定）において「NHKのBSデジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する」とされていることを踏まえ、早期に上記閣議決定に沿った検討を行い、結論を得るべきである。

【平成18年度検討・早期に結論】

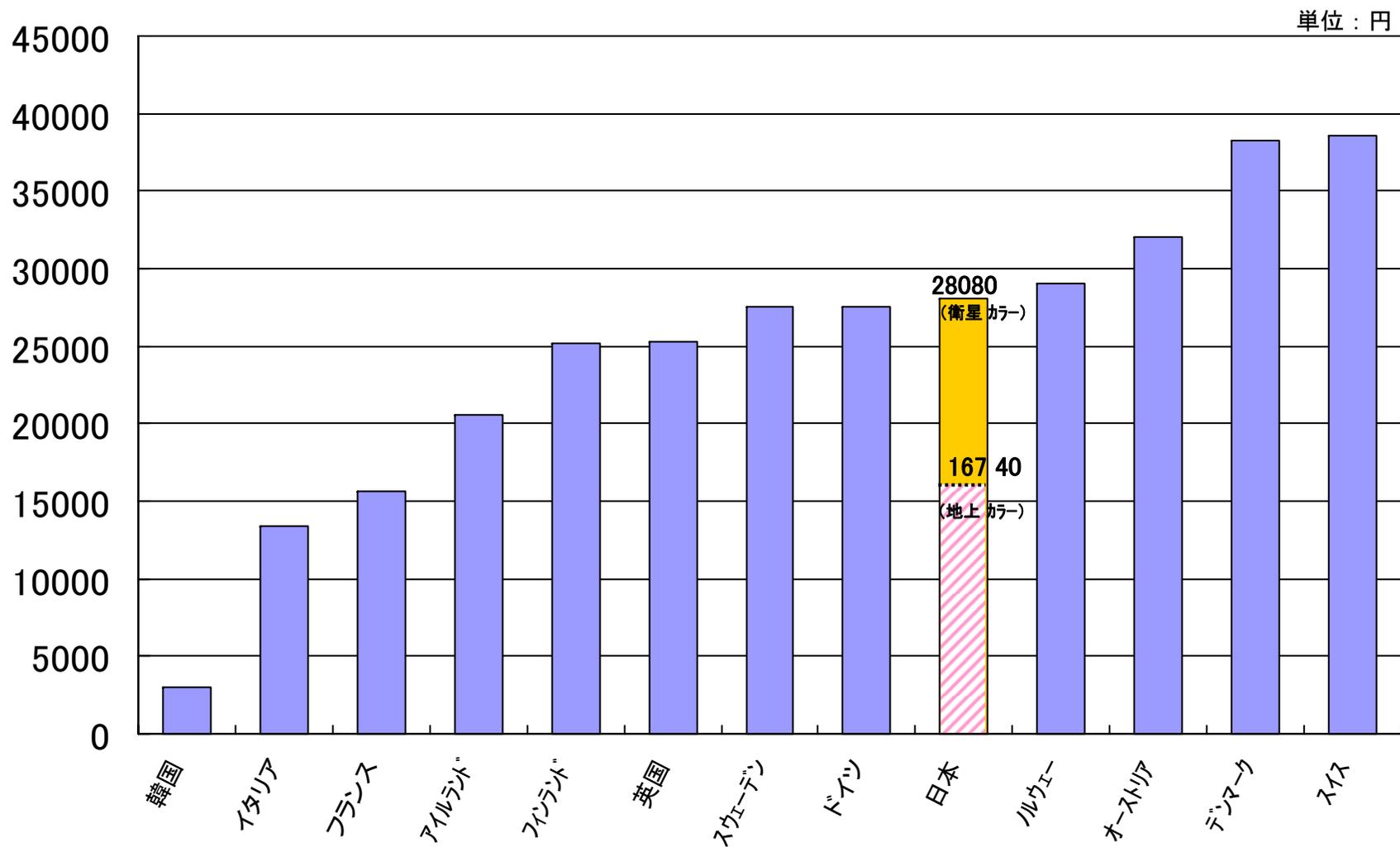
### （注）他のNHK関係項目

- ① 子会社等の統廃合等【平成18年度以降逐次措置】
- ② 外部取引における競争契約比率の向上【平成18年度措置】
- ③ 受信料収入の支出使途の公表【平成18年度から実施】

## 9 主要国（公共放送）の実施主体

イギリス	BBC（国王の特許状に基づき設立された公共事業体） （注）このほか、非営利法人Channel 4がある。
フランス	France Televisions（4つのテレビ局等の株式を100%保有する政府全額出資の株式会社）、 Radio France（ラジオ）、RFI（ラジオ国際放送）、 ARTE（独仏共同出資による公共放送）の4機関 （注）このほか、国立視聴覚研究所INAがある。
ドイツ	ARD（9の各州放送協会の連合体）、ZDF（第2ドイツテレビ）、 DLR（ラジオ）、DW（国際放送）、 ARTE（独仏共同出資による公共放送）の5機関
イタリア	RAI（政府100%出資の持株会社RAIホールディングスが株式の99.5%を保有する株式会社）
韓国	KBS（政府が全額を出資する特殊法人） （注）このほか、教育放送を行うEBSがある。
アメリカ	PBS（寄付金等を財源とする、全米349非営利放送局の団体） NPR（寄付金等を財源とする、全米784のMPA-局を中心に運営された非営利団体）

# 10 各国の受信料額（年額）

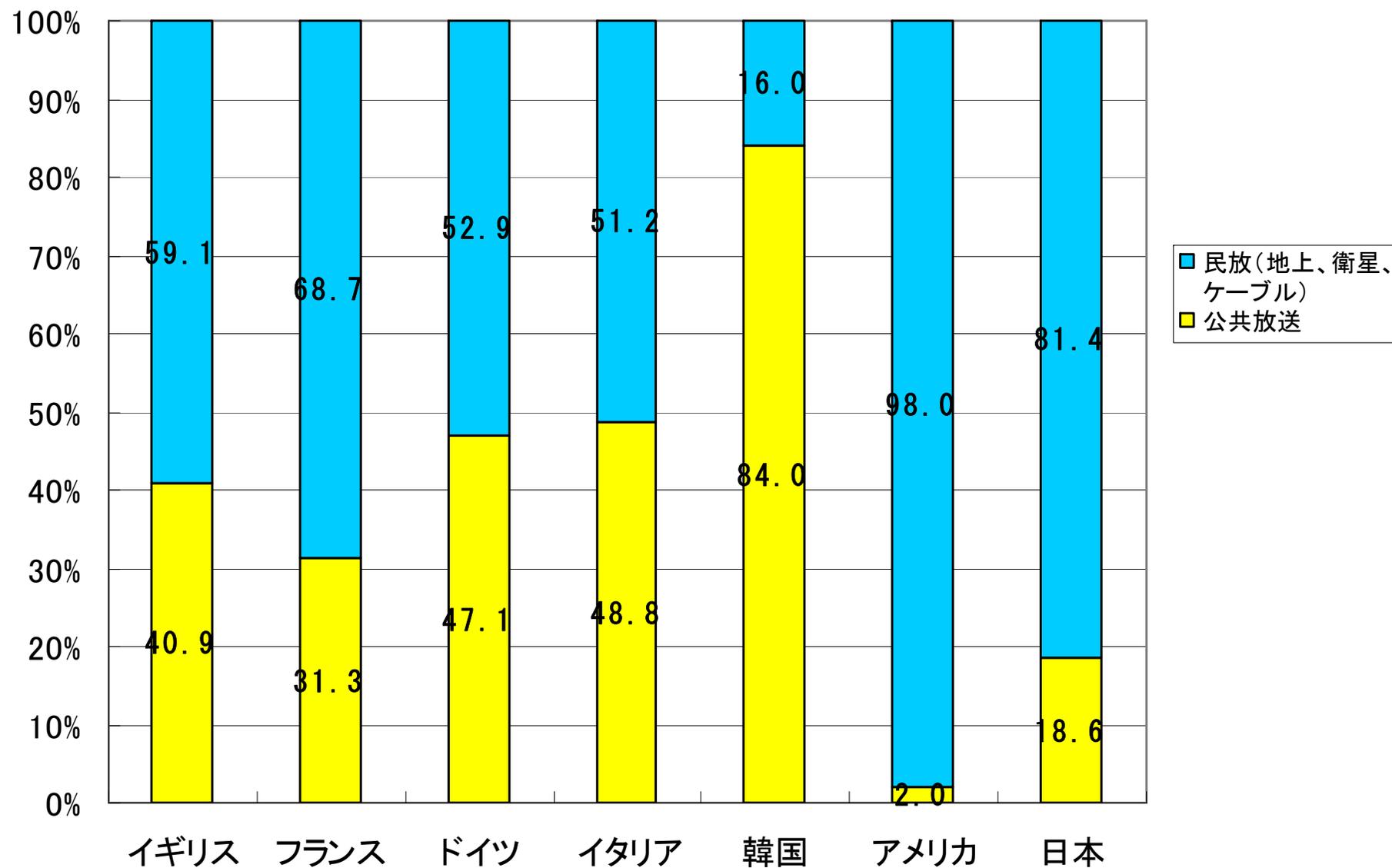


※1 1ポンド=200円、1ユーロ=135円、1韓国ウォン=0.1円で円換算。

※2 日本については、地上カラー（カラー契約）及び衛星カラー（衛星カラー契約）の訪問集金における額。

（NHK資料等を基に作成）

# 1 1 公共放送の収入シェア（1999年）の比較



(注) 収入は、各事業者の受信料収入、広告収入、加入者料金収入及び政府交付金等  
(出典) 「OECD Communications Outlook2001」

## 12 主要国（公共放送）の広告規制

	規制の概要	広告収入 (総収入に占める割合)
イギリス	・ 広告禁止（ただし、子会社の行う放送は広告可）	なし
フランス	・ フランス2及びフランス3 60分につき8分 ・ 番組と番組の間のみ広告可	940億円 (20.2%)
ドイツ	・ 日曜、祝日、平日20時以降の広告禁止 ・ 原則、番組と番組の間のみ広告可 ・ ARD第3テレビ（ローカルテレビ）：広告禁止	260億円 (2.5%)
イタリア	・ 1週間の番組時間の4%以内（RAI1及びRAI2） ・ 1時間の番組時間の12%以内（同上） ・ RAI3（文化・教養・地域情報番組等）は広告禁止	1,358億円 (38.8%)
韓国	・ 番組と番組の間のみ広告可（KBS2） ・ KBS1は広告禁止 ・ 公共広告は規制の適用外	678億円 (53.4%)
日本	・ 広告禁止	なし

# 13 BBCの国際放送

## BBC

### BBC World Service (ラジオ国際放送)

職員数	2,347人(2005年)
放送内容	・英語を含む43ヶ国語で全世界で実施 ・短波、FM、インターネット等の媒体で実施 * 2006年3月までに10言語を廃止し、その分の交付金で2007年からテレビのアラビア語放送を実施予定
聴取者数	全世界(週間平均): 約1億4900万人(2005年) (短波: 約9700万人、短波以外: 5000万人超 (2003年))
財源	政府(外務省)交付金 約478億円【財源の約99%】(2005年度)

### 商業サービス

1996年特許状第3条(c)  
【主務大臣の事前承認による商業サービスとしての通信・放送サービス】

100%

2002年7月承認

### BBC COMMERCIAL HOLDINGS Ltd

1979年 前進のBBC Enterprises設立  
1995年1月再編・設立

2002年12月設立

100%

### BBC World Ltd

100%

### BBC Worldwide Ltd

### BBC World (テレビ国際放送)

放送内容	英語による24時間ニュース・報道番組
視聴者数	約1億2700万世帯で24時間視聴可 (他に約1億4300万世帯で一部視聴可)
財源	加入料 + 一部広告収入
売上高	約52億円(2003年度推計)【約33億円の赤字計上】
子会社等	日本、シンガポール、オーストラリア、インド等地域ごとにあり

### 番組販売、チャンネル展開

業務	・番組関連書籍・CD等の出版 ・BBCの番組の国内外販売 ・現地の衛星・ケーブルによる放送事業の実施
職員数	1773人(1999年度:BBC World分社前の時点)
放送内容	娯楽・教養 (一部有料展開)
売上高	約1412億円(2004年度)
本体への還元額	約290億円(2004年度) <BBC本体の番組制作への投資など>

# 14 BBCの改革について

## (1) グリーンペーパー

- 英国の文化・メディア・スポーツ大臣は、2005年3月2日、BBCの基本的枠組みを規定する特許状の更新（2007年1月）を前に、政府の中間的な見解を示す案（＝「グリーンペーパー」）を発表。今後、最終案を決定。
- 概要
  - ・ 監督機能と執行機能を明確に分離するため、経営委員会を廃止
  - ・ 監督機能を担う「BBCトラスト (BBC Trust)」（仮称）と執行機能を担う「理事会 (the Executive Board)」に改編
  - ・ 理事会には役員総数の半数以内で、社外役員を採用可能に
  - ・ 次期特許状期間（2016年末まで）は、受信料制度を維持  
（参考：BBC調査によれば、「BBCを維持するために、81%の人が現行料金と同じ月額10ポンドを、42%が20ポンドを支払うと回答。」）
  - ・ 次々回特許状更新時（2017年1月）以降の受信料制度は、デジタル化への移行の完了や技術変化に伴う視聴形態の多様化（携帯電話等）を踏まえ、有料放送方式 (subscription)、広告、政府交付金、スポンサーシップなど他の選択肢についても今後検討

## (2) 最近の改革

- 1996年の特許状において、主務大臣の事前承認を条件にBBC本体による商業サービスが明記  
（※ 実際には子会社で、一部有料・広告放送を実施）
- 人員削減（2004年12月7日発表）  
今後3年以内（2005年～2007年）に、子会社を含むグループ全体（全職員約27,000人）で人事、財務等の管理部門を中心に約2,900人の人員削減
- 子会社の整理  
BBCテクノロジー（放送技術）、BBCブロードキャスト（番組広報、字幕制作）を売却

# 15 BBC放送のスクランブル化に関する議論

## 1 BBCの財源に関する調査委員会（ピーコック委員会）答申（1986年6月）

- ピーコック教授を委員長とする調査委員会は、政府の諮問により、BBC受信許可料に代えて、BBC放送のスクランブル化（有料放送方式）を提言。

スクランブル化の前提となる条件は以下のとおりであり、政府部内で検討の結果、技術的可能性がないとの理由で、最終的には見送り。

### 【スクランブル化実施の前提条件】

- ① 無数のチャンネルが選択可能な、高度に成熟した放送市場の存在（電波の有限希少性からの解放）
- ② 全国的な受信基盤の整備（全受信機にスクランブル解読器の装着義務化）

### 【参考】BBCの反対理由

- ① スクランブル化は、経済的、技術的に不確実な要素が大きく、比較的うまくいっている現行サービスをスクランブル化によって解体すべきではない。
- ② 特に、低所得層に対する影響が大きく、普遍性の原則に反する。

## 2 BBC特許状更新に関する政府グリーンペーパー（2005年3月）

スクランブル化の実施は、2016年までは見送り。なお、2017年以降の制度については、技術進歩に伴う視聴形態の多様化（携帯電話、インターネット）などを踏まえ、政府交付金、広告放送、スポンサーシップ、有料放送等の選択肢の可否を、改めて検討。

### 【見送りの理由】

- ① 誰でもサービスが享受できるという原則の崩壊（低所得者の排除）のおそれ
- ② 加入者の減少に伴い、視聴料が高騰するおそれ
- ③ 有料放送のための視聴制御技術が未発達

## 16 Channel 4について

<b>概要</b>	<p>1982年11月、BBCとIBAの硬直的な複占体制を打破し、新しい息吹を入れるため、地上波テレビの4番目の局として誕生。</p> <p>今では、広告収入をITVなど商業放送と競争する一方で、同じ公共放送の担い手であるBBCに刺激を与える、世界に類を見ないユニークな放送局として定着。(若者に支持され、年間10%の安定した視聴者数シェアを確保)</p>
<b>法人の性格</b>	<p>番組の調達・編成、送出を行う機関(番組の自社制作は行わず、独立プロダクション等に発注・調達)</p> <p>※当初は、IBA100%出資の子会社として運営され、その後非営利法人に改組され、2003年通信法によって引き続き非営利法人のままとされた。(Channel Four Television Corporation)</p>
<b>役割</b>	<p>①番組の形式と内容において、革新的で実験的で創造的であること</p> <p>②文化的に多様な社会の趣味や関心に訴えること</p> <p>③教育的価値を持つ番組を放送すること</p> <p>④チャンネル4特有の性格を示すこと (2003年通信法第265条)</p>
<b>財源</b>	<p>広告放送・スポンサーシップ: 約1,384億円 &lt;2004年度&gt; ※1ポンド=200円換算 (英国内のテレビ広告収入シェア:約20%)</p> <p>※ 設立当初は、民放であるITV各社からの拠出金を財源としていたが、その後自ら広告販売することが認められた。</p>
<b>保有メディア</b>	<p>地上:アナログ 1、デジタル 1(アナログサイマル)</p> <p>衛星デジタル:無料 1(地上サイマル)</p>

# 17 アメリカの放送局数

## アメリカの地上波放送局数

	テレビ		ラジオ	
	非商業局	382局	21.9%	2,497局
商業局	1,365局	78.1%	10,989局	81.5%
合計	1,747局	100%	13,486局	100%

※NHK「世界の放送2005」より作成

## アメリカの4大ネットワークのテレビ放送局数

	直営局	加盟局
Viacom	35局	200局以上
Fox	35局	196局
NBC	30局	200局以上
ABC	10局	226局

※直営局数は、所有している全放送局数(必ずしも4大ネットワークのもののみとは限らない。)  
 (出典)Broadcasting&Cable, 各社form10-K, 各社ウェブページより作成